

質 問 回 答 書

2024 年 7 月 4 日

「全世界(広域)橋梁アセットマネジメント研修」

(公示日:2024 年 6 月 26 日/公示番号:24a00383)について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P8 第 2 条 業務の目的と範囲	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と記載されている。本研修が準拠するのは、2024 年 2 月 27 日に発行されたものと理解して相違ないか？ (2024 年 6 月 27 日に 2024 年 7 月版が交付された。)	2024 年 7 月版の研修・招へい実施ガイドラインに準拠してください。弊機構ホームページには同ガイドラインをアップしており、p2に「2024 年 7 月以降の公示案件 (7 月以降、打合簿を締結する継続契約も含む) に対して適用します。」と記載しています。 (コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン JICA について - JICA)
2	P8 第 2 条業務の目的と範囲 1)受注者の担当業務、および P13 「第 4 条 業務実施上の留意事項 (1)本邦研修実施全般に関する事項	「●監理業務 ア)来日者の引率 イ)来日日程中の簡単な通訳 ウ)来日者及び関係者への各種伝達、連絡、報告、調整 エ)来日者への各種手当等の支給の代行(研修監理員と協力)」とされている。 一方で、	第 4 条(1)2)に記載のとおり、本研修では JICA が別途、研修監理員を配置します。そのため基本的には研修監理員が監理業務を行うこととなります。ご理解の

		<p>P13 「第4条 業務実施上の留意事項 (1)本邦研修実施全般に関する事項では、 「1)ガイドラインに示される本研修の「受入業務」及び「監理業務」は、JICA が別 途発注する業務委託にて実施される。本業務では、JICA 及び当該業務受託業者と 適時、調整・連絡・協議を行いつつ、「第3条 業務の内容」に記載する業務内容を実施する。</p> <p>2)JICA は、本業務の実施にあたって研修監理員(言語:英語)を別途配置する。研修監理員は、研修員の引率や通訳、JICA・研修員・受注者の三者への各種伝達・連絡・報告・調整等を行う役割を担う。受注者は、研修監理員に対して研修の日程やカリキュラムを事前に共有する等、研修の円滑な実施に向けて、研修監理員 と適宜連絡・調整を行いつつ業務を実施する。なお、研修監理員に係る必要 費用(人件費、交通費等)は JICA が負担する。」</p> <p>とある。 JICA が研修監理員を配置することから、受注者は研修監理員が実施する第 4 条 2)項の業務を支援しつつ実施すると理解してよろしいか？</p>	<p>とおり、受注者にはその監理業務の協力や支援を実施していただきます。</p>
3	P1 (3)適用される契約約款	<p>積算について、「ただし、契約で規定される主たる業務(役務)が国内で実施(提供)される本邦研修ですので」とあり、全費目課税となっているが、見積書は「国内業務」様式ではなく、「企画競争」様式を利用してよろしいか？</p>	<p>本件は「国内業務」ではありませんので企画競争の様式をお使いください。ただし、全課税ですが記載のとおり「事業実施・支援業務用」約款の適用となります。</p>

以上